



坂田小 わくわく♪ものづくり体験教室

坂田小学校では6年生を対象に多種多様な技能者の方々を講師に招いて、ものづくりの魅力、技能者の技術や役割などを学ぶことを目的に、ものづくり体験教室が行われました。

児童たちは、紋様コテ絵やミニ六角畳制作、フラワーアレンジメント制作、赤瓦の絵付けやペンケースづくりの5つの体験教室に分かれ、工具を使ったものづくりに目を輝かせ、

楽しみながら学びました。

沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合の田端忠代表理事は「実際に瓦に触れてもらい、体験教室を通して、ものづくりの仕事に興味を持ってもらいたい」と話しました。

ものづくりを体験した児童からは「将来の夢は技術者になろうと思いました。最初は簡単だと思っていたけど難しくて、職人さんは本当に凄いなと思いました」と感想を話しました。

たばた、ただし

水道料金の減免措置について

新型コロナウイルス感染症が経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、町民の生活や経済活動を支援するため、町と契約があるお客様を対象に令和3年8月検針分から10月検針分までの水道料金の基本料金を全額免除します。今回の減免につきましては、**お客様からの申請の手続きは必要ありません。**

【減免額】・水道料金 1か月あたりの基本料金
・用途別基本料金及び水量

用途	基本料金(税込)	水量
家庭用	1,204円	8m ³ まで
営業用	2,095円	10m ³ まで
団体用	1,728円	10m ³ まで

【適用期間】

- ・令和3年8月検針分から10月検針分の3か月間（※請求は翌月になります）
- ・なお、収入が大幅に減少したなどの事情により、一時的に水道料金などの支払いが困難な場合における、支払期限の延長や分割支払いの相談を引き続き承ります。



【お詫び】

今回の水道料金の基本料金の免除について、事務的なミスにより一時的とは言い議会の議決前に町ホームページに掲載された件について、深くお詫び申し上げます。二度とこのような事がないよう再発防止に努めて参りますので、今後とも町政へのご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。



【お問い合わせ】 上下水道課 水道業務係 ☎098-945-4934

下水道接続工事に補助金を助成しています

12月28日(火)締切
※予算がなくなり次第終了

下水道接続工事で川や海をキレイに！

下水道の役割って何だろう？



下水道は、住民の方々が快適な生活を送れるよう、目に見えないところで大きな役割を担っています。毎日の暮らしから生じるさまざまな生活排水等の汚水は川や海の汚れの主な原因となりますが、下水道を経由し、下水道処理場で綺麗な水に変えられた後に、川や海へ放流されています。

【補助金の助成内容】 工事前に申請が必要です

	合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽 または汲み取り式便所を設置している建物
補助額	工事費が5万円以上の場合 5万円	工事費が10万円以上の場合 10万円
	工事費が5万円未満の場合 掛かった金額	工事費が10万円未満の場合 掛かった金額

※新築建物の工事は除きます。

※補助対象は、下水道が使用できる区域で、下水道への接続が可能になった日以降に申請された補助要綱の条件に合うものです。

【お問い合わせ】 上下水道課 下水道施設係 ☎098-945-4934

クリーンな選挙のために 私たちができること！

**みんなで
徹底しよう！**

贈らない！

**三
ない
運
動**

求めない！

受け取らない！



政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、その時期や名義のいかんを問わず、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。

その他にも寄付禁止に関するルールがあります。詳しくは、町のホームページをご覧ください。



ポスター・のぼり等を 掲示することは違法です！

選挙運動のために、電柱やガードレール等の道路沿い、私有地を含めて、ポスターやのぼり等を掲示することはできません。

下記に挙げたものも、政治家の寄付禁止の対象となります。

結婚祝い(※) 入学祝・卒業祝	香典(※) 葬儀の花輪・供花
町内会の集会・旅行等のイベント、地域の運動会・スポーツ大会への寄付・差入	病気見舞
お祭りへの寄付・差入 落成式・開店祝等の花輪	お歳暮・お年賀

※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。

“クリーンな選挙”をみんなで実現させましょう！

【お問い合わせ】 西原町選挙管理委員会 ☎098-945-5011